

その時どうする!?

米国訴訟及びクラスアクションへの対応

国外訴訟における依頼者と弁護士の協働

国外訴訟における日本の訴訟弁護士の起用、実際の現場で感じること 他

◆開催要領◆

<日 時> 2016年 3月25日(金) 13:30~17:00

<会 場> 「企業研究会セミナールーム」(東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

ご発表者

長島・大野・常松法律事務所

弁護士

木村久也氏

【講師略歴】長島・大野・常松法律事務所パートナー。1983年早稲田大学法学部卒業。1990年Harvard Law SchoolのLL.M.を取得。さらに、1990年から1991年にかけて、Harvard Law Schoolにて客員研究員を務める。その後、Milbank, Tweed, Hadley & McCloy LLP (New York Office) で1993年まで勤務し、帰国。第一東京弁護士会登録。日本国内及び海外における訴訟及び仲裁を中心とした紛争解決、紛争予防及び危機管理を専門としている。紛争解決に関しては、ほぼあらゆる分野に経験を有するが、特に、複雑な会社及び金融取引、環境・公害問題、製造物責任、独占禁止法、企業関係の不法行為及び組合関係を中心とした労働問題といった分野におけるそれを得意としている。また、米国等外国で提起された訴訟についての助言及びディスカヴァリー対応にも深い経験を有している。

◆ご参加頂きたい方◆

法務部門にご所属されているマネジャー・実務担当者・上記テーマにご興味のある方々

●受講料 ●1名(税込み、資料代含む)

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

正会員	32,400円(本体価格30,000円)
一般	35,640円(本体価格33,000円)

申込書 FAX: 03-5215-0951

151755-0303	2016.03.25	米国訴訟及びクラスアクションへの対応	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-Mail			
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-Mail			

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからお申し込みいただけます。後日、(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- *よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認いただけます。([公開セミナー]→[よくあるご質問])
- *お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。
- *最少催行人数に満たない場合には、中止とさせて頂く事もありますので、ご了承下さい。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局
(担当) 鈴木 E-mail: a-suzuki@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3550 FAX: 03-5215-0951
東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE2F

※申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。
※申込書をご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

3月25日(金)

於:東京・麹町「企業研究会セミナールーム」

13:30 ~ 17:00 (*途中休憩タイムあり)

米国訴訟及びクラスアクションへの対応

【木村弁護士からのコメント】

米国訴訟への対応の巧拙は、企業の浮沈にかかわる問題であると言っても過言ではないでしょう。ただ、我が国の企業の全てが本当の意味でそれに成功しているかは、残念ながら大きな疑問と言わざるを得ず、それが望ましくない結果をもたらしている事例があまりにも多いのも事実です。

そこで、本セミナーにおいては、このような見地から、講師の永年に亘る経験に基づいて、米国訴訟及びクラスアクションについて実践を踏まえた知識を共有すると共に、そのハンドリングを的確に行うための企業法務と弁護士の協働のあり方について、徹底的な検討を加えてゆきたいと考えております。是非、この機会に皆様のご参加をお勧め致します。

1. 米国訴訟の概要

- (1) 米国民事訴訟の諸段階
- (2) 訴訟提起への対応
- (3) ディスカバリー
- (4) デポジション
- (5) トライアル
- (6) 略式判決
- (7) 評決及び判決
- (8) 控訴及び上告

2. 米国クラスアクション対応の概要

- (1) クラスアクションの意義
- (2) クラスアクションと共同訴訟
- (3) 手続の概要
- (4) クラス認定
- (5) 和解の種類
- (6) MDL
- (7) クラスアクションの種類
- (8) クラスアクションの要件
- (9) クラスアクション公正法

3. 米国民事訴訟の特徴

- (1) ディスカバリーの存在
- (2) 陪審制度の存在
- (3) 要件事実の立証度の問題
- (4) 証拠制限の問題
- (5) プレインティブ・バーの存在

4. (米国クラスアクションを含めた) 国外訴訟における依頼者と弁護士の協働

- (1) 国内訴訟におけるそれとの違い
- (2) 協働の勘所

5. (米国クラスアクションを含めた) 国外訴訟における日本の訴訟弁護士の起用

- (1) 日本の訴訟弁護士の役割
- (2) 日本の訴訟弁護士の主要な仕事
- (3) 日本の訴訟弁護士の機能
- (4) コントロール・タワーの役割を果たすために要求される日本の訴訟弁護士(法律事務所)の能力
- (5) 日本の訴訟弁護士は必要か
- (6) 日本の訴訟弁護士の起用についての最近の状況
- (7) 日本の訴訟弁護士への依頼の方法
- (8) 外国訴訟弁護士は日本の訴訟弁護士がチームに加わることを歓迎するのか

6. 実際の現場で感じること 法務部門にご所属の方々へのメッセージに代えて

講 師 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 木村久也氏